

地域子育て支援拠点事業（関連事業）の再編について

こども家庭部次世代育成課
子育て支援課
保育課

1 目的

地域子育て支援拠点事業について、「実施箇所が近接」「利用状況が低い」「実施している施設の状況」等により、効果的に機能していない部分があることから、配置バランス等を考慮し、効果的な事業とするため、児童福祉法の地域子育て支援拠点事業を基本に本市の事業について再編する。

2 再編内容

児童福祉法の地域子育て支援拠点事業を基本として、地域自治区の0～3歳児の人口を基本に実施箇所を選定し、115か所から最大107か所に再編する。

(1) 事業箇所

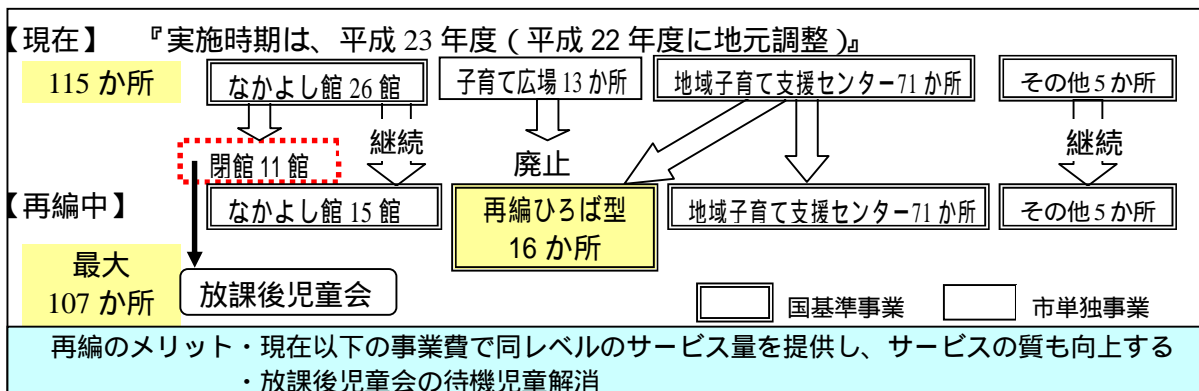
地域自治区の0～3歳児の人口が300人に1か所を基本とする。（人口が少ない、ニーズが高い、地区面積等の条件により調整する。）

なかよし館11館の廃止と子育て広場13か所の閉鎖により事業が不足する地区は、「再編ひろば型」により対応する。

(2) 事業の充実

質の高いサービスを提供するため、基本事業に着目した支援活動の指標等を文書化した実施団体向けのガイドラインの作成と研修体制を充実する。

(3) 閉館なかよし館の活用 待機児童解消のため放課後児童会として活用する。



3 今後の方向性

平成23年度の事業実績や市民の声を検証し、随時見直しをしていく。
地域子育て支援センターは、地区の状況により再編ひろば型への移行を検討する。

4 所管課見積額

総事業費 43億円(平成19年度～平成27年度)